

規則 第一条の五(第二条)

(注5) 平一一通告第三三二一号第一条
(注6) 平一一通告第三三二一号第二条

(火薬及び火工品の換算)

第一条の六 火薬及び火工品(煙火及びその原料用火薬、導火線、電気導火線並びに導火管を除く。)については、次の表の数量をそれぞれ爆薬一トンに換算して第三条第一号(信号焰管及び信号火せんの場合を除く。)、第四条第一項第四号の表(火薬類一時置場に存置する無煙火薬(ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬(経済産業大臣が定めるところにより破壊的爆発の危険が少ないと認められるもの)をいう。以下同じ。))を除く。)及び同条第二項第一号の表、第二十三号第一項から第三項まで(三級火薬庫の場合を除く。)及び第五項、第二十五条第六号、第二十五条の二第七号及び第九号、第二十六条第一項第四号、第三十一条第四号及び第五号、第六十七号第四項第一号の表並びに第六十九条第二項の表(消費者の項を除く。)を適用する。

火薬及び火工品	爆薬一トンに換算される数量
火薬	二トン
実包又は空包	二百万個
信管又は火管	五万個
銃用雷管	一千万個
工業雷管又は電気雷管	百万個

信号雷管	二十五万個
導爆線	五十キロメートル
コンクリート破砕器	十万個
導火管付き雷管	二十五万個
制御発破用コード	十キロメートル
その他の火工品	その原料をなす火薬二トン又は爆薬一トン

(注) 経済産業大臣が定めるもの(平一三通告第三〇号)

2 信号焰管、信号火せん及び煙火については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量について第三条第一号、第四条第一項第四号の表(ろ)、第十五号第一項の表(1)、(5)、(6)及び(8)、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項まで及び第五項を適用する。

3 火薬類一時置場に存置する無煙火薬(ロケットの推進に用いられるもの及び特定無煙火薬を除く。)については、当該無煙火薬の数量について第四条第一項第四号の表(二)を適用する。

第二章 製造

(製造営業の許可申請)

第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長(火薬類取締法施行

令(昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。))第十六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四、第六十七号の二、第六十七号の十並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。)に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

【参考】規則第九〇条(液体酸素爆薬の特則)

許可申請書記載事項の変更報告(規則第八一条の一四第二号)

2 前項の事業計画書には、製造の目的、製造する火薬類の種類および説明、製造施設の構造、位置(製造所外の保安物件および製造所内の他の施設との関係位置を含む。)および設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類またはその原料の調達方法、製品の貯蔵方法ならびに製造所附近の見取図を記載するものとする。

3 第一項の危害予防計画書には、第六条第一項に規定する災害の発生の防止に関する必要事項の大意を記載するものとする。

ロ 不発弾等の解撤により生じる火薬類が浸透し、又はその粉末が浸入しないような措置を講ずること。

七 鋼製チャンバには、不発弾等と床面とが直接接しない措置及び不発弾等が落下しない措置を講ずること。

八 解撤設備は、できるだけ遠隔操作による設備とすること。

九 解撤作業中にその温度が上昇し、爆発又は発火するおそれがある不発弾等を取り扱う設備には、温度上昇を防止する措置を講ずること。

十 解撤作業に使用するウォータージェットには、水圧及び研磨材の量が過剰になることを防ぐための装置を設けること。

十一 不発弾等廃棄処理場は、危険区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

3 第一項第一号から第九号まで、第九号の三から第十三号まで、第十四号の二から第二十二号の四まで及び第二十二号の五の二から第二十八号まで並びに前項第一号から第四号まで、第六号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が土地の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（移動式製造設備に係る技術上の基準）
第四条の二 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第一号の規定による製造施設の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を明記した掲示板を設け、製造所内は、移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造（原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を移動式製造設備等に収納すること又は原料を混合して火薬類を製造し、その火薬類を発破孔に装てんすることをいう。以下この条、第五条の二、第五十一条及び第五十二条において同じ。）する区域（以下「移動区域」という。）を明瞭に定め、移動区域の周囲には、できるだけ境界さくを設け、見やすい場所に警戒札を建てること。

二 移動区域には、製造、消費その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。
三 第一号の境界さくが森林内に設けられた場合には、その境界さくに沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設けること。
四 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室を設けること。
五 移動区域の境界又は廃棄焼却場は、製造所外の保安物件に対して、それぞれ前条第一項第四号の表(イ)、(ロ)又は(ハ)の保安距離（保安物件が専ら当該製造所の事業の用に供する施設で

ある場合には、経済産業大臣が告示^(注1)で定める保安距離）をとること。

（注1） 平一一通告第三〇二号第二条

六 移動式製造設備用工室（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）は、製造所内の他の施設及び発破場所（当該移動式製造設備で製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬を使用している発破場所を除く。）に対して経済産業大臣が告示^(注2)で定める危険間隔をとることとし、移動式製造設備にあつては、その危険間隔が明らかになるような措置を講ずること。

（注2） 平一一通告第三〇二号第三条

七 廃棄焼却場は、製造所内の他の施設及び発破場所に対して経済産業大臣が告示^(注3)で定める保安間隔をとること。

（注3） 平一一通告第三〇二号第四条

八 ボイラー室及び煙突は、移動区域内に設けないこと。ただし、固体燃料を使用しないボイラーのボイラー室及び煙突を除く。

九 移動式製造設備用工室を設ける場合には、第三十条の規定により経済産業大臣が告示^(注4)で定める基準による避雷装置を設けること。

【参考】 液体酸素爆薬の特則Ⅱ規則第九〇条
【参考】 製造方法の特則Ⅱ規則第五条第二項

- 十 移動式製造設備用工室は、別棟とし、かつ、耐火性構造とすること。
- 十一 移動式製造設備は、できるだけ耐火性構造とし、かつ、自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。
- 十二 移動式製造設備用工室の付近には、貯水池、貯水槽、非常栓等の消火の設備を設けること。
- 十三 移動式製造設備用工室には、非常の際の避難に便利なようにできるだけ多くの窓及び出口を設け、それらの扉は外開きとし、かつ、直射日光を受ける部分の窓ガラスは、不透明のものを使用すること。ただし、次のイ又はロのいずれかの場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定めるものを外開きとしないことができる。
- イ 二箇所以上の適切な数の出口を設けた場合
窓の扉
- ロ 積雪のため窓又は出口の扉を外開きにする
ことが非常の際の避難に不便な場合 窓又は出口の扉
- 十四 移動式製造設備用工室の内面は、土砂類のはく落及び飛散を防ぐ構造とし、かつ、床面には鉄類を表さないこと。
- 十五 移動式製造設備は、土砂類の浸入を防ぐ構造とし、かつ、原料又は特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる部分は、できるだけさびにくい材料を使用すること。
- 十六 移動式製造設備用工室の床面は、特定硝酸

規則 第四条の二

アンモニウム系爆薬が浸透し、又は浸入しないような措置を講じること。

- 十七 移動式製造設備用工室には、原動機を据付けないこと。ただし、爆発又は発火を起こすおそれのない場合には、この限りでない。
- 十八 移動式製造設備の移動は、経済産業大臣が告示^{（注5）}で定めるディーゼル車によることとし、製造のためディーゼル車の動力を使用する場合には、移動と製造と同時にできない構造とし、製造のためディーゼル車の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

(注5) 平一一通告第三〇二号第五条

- 十九 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、振動、衝撃等により変形しない構造とし、作業上やむを得ない部分のほか、鉄と鉄との摩擦のないものを使用し、すべての摩擦部には、十分に滑剤を塗布し、かつ、動揺、脱落、腐しよく又は特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透若しくは浸入を防ぐ構造とすること。
- 二十 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の暖房装置には、蒸気、熱気又は温水のほかは使用せず、かつ、燃焼しやすい物と隔離し、その熱面に特定硝酸アンモニウム系爆薬又は塵埃の付着を避ける措置を講じること。
- 二十一 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備を照明する設備は、漏電、可燃性ガス、粉じ

ん等に対して安全な防護措置を設けた電灯及び電気配線又は移動式製造設備用工室と完全に隔離した電灯及び電気配線とすること。

- 二十二 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備（特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造しているものに限る。）の機械設備の金属部は、接地しておくこと。
- 二十三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場には、内部又は外部の見やすい場所に掲示板を設け、特定硝酸アンモニウム系爆薬の停滞量、同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の種類及び最大数量、定員、取扱心得その他必要な事項を明記すること。
- 二十四 移動式製造設備用工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講じること。
- 二十五 移動式製造設備用工室の天井及び内壁は、隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかなになるような措置を講じること。
- 二十六 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備には、特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料の粉じんの飛散を防ぐ措置を講じること。
- 二十七 移動式製造設備には、静電気を有効に除去する措置を講じること。
- 二十八 移動式製造設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造中に異常が発生した場合に、直ちに製造を中止することができる構造とすること。
- 二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウ

ム系爆薬と直接触れる回転部は内壁と接触しないよう間隙をとること。

三十 移動式製造設備に備え付ける収納又は装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備であつて、発火又は爆発するおそれのある設備には、安全装置を設けること。

三十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を運搬する容器は、ち密軟質で収容物と化学作用を起こさない材料を使用し、かつ、確実にふたのできる構造とすること。

三十三 廃棄焼却場は、移動区域内に設け、できるだけ土堤、防爆壁又は防火壁を設け、かつ、その周囲の樹木、雑草等は常に伐採しておくこと。

2 前項第五号から第十号までに規定する基準については、経済産業大臣が土地等の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

【参考】 製造方法の特則Ⅱ規則第五条の二第二項

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条 製造設備が定置式製造設備であつて火薬類の製造作業（不発弾等の解撤作業を除く。）を行ふ製造施設における法第七条第二号の規定による

製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬は、あらかじめ、信号焰管、信号火せん又は煙火にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量及び一月に製造する最大数量を、これらの原料用火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該構造及び組成に従い、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

一の二 前号に掲げる火薬類以外の火薬類は、あらかじめ火薬又は爆薬にあつてはその成分配合比の範囲を、火工品にあつてはその構造及び組成並びに一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、当該構造及び組成に従い、かつ、当該最大数量以下で製造すること。

一の三 可塑性爆薬は、経済産業大臣が告示で定める物質を経済産業大臣が告示で定める量以上含むように製造すること。

(注1) 平九通告第五四八号第一条

二 危険区域内には、作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

三 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

(注2) 四九通告第五八号第一三条

四 危険区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。

五 危険区域内においては、特に静粛、かつ、丁寧な作業を行うこと。

六 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が火薬類に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためできるだけ工室の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

七 危険工室等には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

八 危険工室等及びそれらの付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

九 危険工室等には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、それぞれ停滞量及び同時に存置することができる火薬類の原料の最大数量を定め、これを超えて火薬類又はその原料を存置しないこと。

(注3) 四九通告第五八号第一四条

十 火薬類の製造上特に温度に関係のある作業については、その温度の範囲を定め、その範囲内で作業すること。

十の二 日乾作業終了後火薬類を放冷する必要がある場合には、集積することなく、第四条第一項第二十四号の四の規定により設けられた設備

する。

【参考】 液体酸素爆薬の特則 規則第九〇条
製造施設の特則 規則第四条第三項

(移動式製造設備に係る製造方法の基準)

第五条の二 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第七条第二号の規定による製造方法の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとす

- 一 特定硝酸アンモニウム系爆薬の成分配合比の範囲及び一日に製造する最大数量を定め、当該成分配合比の範囲内で、かつ、当該最大数量以下で製造すること。ただし、一日に製造する最大数量は、一日の消費見込量以下とする。
- 二 移動区域内には、製造、消費その他の作業に必要な従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。
- 三 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める人数の範囲内で、それぞれ定員を定め、定員内の従業者又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。

(注1) 平一一通告第三〇二号第六条

- 四 移動区域内においては、酒気を帯びて作業をしないこと。
- 五 移動区域内においては、特に丁寧な作業を行うこと。

規則 第五条 第五条の二

六 移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備を固定する。

七 建築物内で移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造する場合には、移動式製造設備用工室においてしなければならない。

八 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、常に清潔に掃除し、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防ぎ、強風の場合には、砂塵の飛揚を防ぐためだけ移動式製造設備用工室又は移動式製造設備の付近に散水する等の適切な措置を講じること。

九 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、携帯電灯のほかは灯火を携えないこと。

十 移動式製造設備用工室、移動式製造設備又は廃棄焼却場の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。

十一 移動式製造設備用工室、移動式製造設備の危険間隔内又は廃棄焼却場には、経済産業大臣が告示で定める数量の範囲内で、停滞量及び同時に存置することができる特定硝酸アンモニウム系爆薬の原料の最大数量を定め、これを超えて特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を存置しないこと。

(注2) 平一一通告第三〇二号第七条

十二 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備は、常にこれらの機能を点検し、手入れを怠らないこと。

十三 移動式製造設備用工室で使用する機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備を修理する場合には、移動式製造設備用工室外において、製造保安責任者の指示に従つてその機械、器具若しくは容器又は移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去した後でなければ着手しないこと。ただし、やむを得ず移動式製造設備用工室で修理する場合には、室内の危険物を安全な場所に移す等の必要な措置を講じた後で行わなければならない。

十四 移動式製造設備用工室の改築若しくは修繕の工事又は移動式製造設備の改造若しくは修繕の工事をしようとするときは、あらかじめ危険予防の措置を講じること。

十五 移動式製造設備用工室又は移動式製造設備は、その目的を定め、その目的とする作業以外に使用しないこと。

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、一定の廃棄容器に収納し、これらが発生した日のうちに一定の場所での廃棄すること。ただし、強風等により当該日のうちに適切な廃棄ができない場合は、確実な危険予防及び盗難防止の措置を講じた上で、適切な廃棄が可能となったときに速やかに廃棄することとする。

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれのある布類その他の廃材は、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場

規則 第五条の二第六条

所で危険予防の措置を講じること。

十八 特定硝酸アンモニウム系爆薬の焼却は、一定の場所で行うこと。

十九 毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に特定硝酸アンモニウム系爆薬を存置させないこと。ただし、やむを得ず存置する場合は、必要に応じた安全な措置を講じた後に、見張りを行う等の盗難防止の措置を講じなければならない。

二十 移動式製造設備をその移動区域外に移動させる場合には、火薬類を設備内に存置しないこととし、十分に清掃を行うこと。

二十一 移動式製造設備から特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔へ装てんする場合は、適切な圧力により排出を行うこと。

二十二 特定硝酸アンモニウム系爆薬の製造上特に温度及び圧力に関係のある作業については、その温度及び圧力の範囲を定め、その範囲内で作業すること。

二十三 移動式製造設備の移動又は特定硝酸アンモニウム系爆薬及びその原料を運搬若しくは収納する場合は、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当該移動式製造設備に衝動を与えないよう、又は当該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えないように慎重に行うこと。

2 前項第三号及び第十一号に規定する基準については、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認められた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

【参考】 製造施設の特則Ⅱ規則第四条の二第二項

(危害予防規程)

第六条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項。

二 保安管理体制並びに火薬類製造保安責任者及び火薬類製造副保安責任者の行うべき職務の範囲に関する事項。

三 安全な製造作業に関する事項（第一号に掲げるものを除く。）。

四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関する事項（第一号に掲げるものを除く。）。

五 製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関する事項（第一号に掲げるものを除く。）。

五の二 安定度試験の実施に関する事項。

六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関する事項。

七 協力会社の作業の管理に関する事項。

八 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関する事項。

九 保安に係る記録に関する事項

十 危害予防規程の作成及び変更の手續に関する事項。

十一 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止のために必要な事項に関する事項。

2 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にあ

る製造所（同法第六条第一項に規定する者が設置している製造所を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項の細目のほか、次の各号に掲げる事項の細目について危害予防規程に定めるものとする。

一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関する事項

二 警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に関する事項

三 警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関する事項

四 警戒宣言が発せられた場合における消防火設備その他保安に係る設備の整備及び点検に関する事項

五 警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、停止に関する事項

六 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

七 地震防災に係る教育、訓練及び広報に関する事項

3 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において火薬類の製造を行う製造所を現に管理している製造業者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に掲げる事項の細目について法第二十八

箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

四

前条第一項の表(イ)又は(エ)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかわらず、次のイからハまでに定めるところによること。

- イ 設備の扉には、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。
- ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。
- ハ 設備の内面は、板張りとする。
- ニ 設備には、自動警報装置(装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。)を設置すること。
- ホ 設備に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

四の二、前条第一項の表(ロ)及び(2)～(4)までの規

定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからハまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 火薬類は、設備に収納して建築物に貯蔵すること。

ロ 設備の外壁は、金属製のロッカーにあつては厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施し、その他の堅固な構造を有する設備についてはこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防止得るものとする。

ハ 設備の扉は、厚さ一・六ミリメートル以上の鋼板を使用したもの又はこれと同等程度の強度を有し、かつ、これと同等程度に盗難を防止得るものとし、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ニ 設備内に棚を設け、棚は、表面を板張りとした厚さ一・二ミリメートル以上の鋼板等の金属板を使用し、かつ、内壁に固定する等の棚の落下を防止する措置を講ずること。

ホ 設備には、設備内のガスを排出するのに適当な排気孔を設け、排気孔は、摂氏約二百度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカー等については、この限りでない。

五 前条第一項の表(8)の規定により火薬類を貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、堅固な設備に収納し施設すること。

(火薬庫の種類)

第十七条 火薬庫は、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫、水蓄火薬庫、実包火薬庫、煙火火薬庫、がん具煙火貯蔵庫および導火线庫とする。

(火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準)

第十八条 法第十一条第二項の規定による火薬庫においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、次条から第二十一条までに定めるところによる。

(貯蔵の区分)

第十九条 左表上欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表下欄に掲げる火薬庫に貯蔵しなければならない。この場合において、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異つた貯蔵火薬庫の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。

貯蔵 火薬類 の 区 分	貯蔵すべき火薬庫
火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く)、実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火线、導火线、導火管及び制御発破用コード	一級火薬庫
火薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く)、爆薬(信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く)、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火线、導火线、導火管及び制御発破用コード	二級火薬庫

火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、及び火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）、	水蓄火薬庫
無煙火薬	水蓄火薬庫
実包及び空包	実包火薬庫
火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）、	一級火薬庫
工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であつて経済産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫
トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬	水蓄火薬庫
信号焰管及び信号火せん	一級火薬庫
信号焰管及び信号火せん	三級火薬庫
煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫
信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火火薬庫
がん具煙火（第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。）、	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫

規則 第十九条～第二十条

- 2 三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コードを除く。次条第二項及び第三項において同じ。）を貯蔵する場合には、第二十七条第一項第三号の隔壁（同条第二項の規定により設けられているものを含む。）により区分して貯蔵しなければならない。
 - 3 第一項の二級火薬庫とは、土木工事その他の事業に一時的に使用される火薬類をその事業中臨時に貯蔵するものをいう。
 - 4 可塑性爆薬は、次の各号の一に該当する可塑性爆薬を貯蔵する場合その他経済産業大臣が告示で定める場合を除き、第五条第一項第一号の三の経済産業大臣が告示で定める物質を同号の経済産業大臣が告示で定める量以上含むように貯蔵しなければならない。
- 一 新規の又は改良された爆薬についての法令に基づく研究、開発又は試験において使用する可塑性爆薬
 - 二 爆薬の探知についての法令に基づく訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用する可塑性爆薬
 - 三 法令に基づき法科学のために使用する可塑性爆薬
 - 四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）に基づき押収された可塑性爆薬
- （注）平九通告第五四八号
- 【参考】第四項の経過措置 平成九年九月二六日通

商産省令第一〇号附則第二項
平成二十四年五月二十二日経済産業省令第三十九号

（最大貯蔵量）

- 第二十条 火薬庫の最大貯蔵量は、次の表に掲げる火薬類の種類に応じて、それぞれ同表の火薬庫の種類別に該当する量とする。
- 2 一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び煙火火薬庫において二種類以上の火薬類を前条第一項の区分により同棟に貯蔵する場合（三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第二項の規定により隔壁により区分して同棟に貯蔵する場合を除く。）には、各種類ごとにその種類のみに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除き、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。
 - 3 三級火薬庫において火薬又は爆薬と火工品を前条第二項の規定により隔壁により区分して同棟に貯蔵する場合には、各種類ごとにその種類のみに係る最大貯蔵量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除き、それぞれの区分において、それらの商を加えた和が一より大となつてはならない。
 - 4 第一項の表に掲げない火工品については、その原料をなす火薬又は爆薬の数量に対し第一項から前項までの規定を適用する。
 - 5 がん具煙火貯蔵庫においては、三トン未満の数量ごとに経済産業大臣が告示で定める基準により設けられた隔壁により区分して貯蔵しなければならない。

(貯蔵上の取扱い)

第二十一条 火薬類の貯蔵(水蓄火薬庫においてする貯蔵を除く。)の取扱いについては、次の各号の規定を守らなければならない。ただし、三級火薬庫に火薬類を貯蔵する場合には第八号、信号焰管、信号火せん又は煙火を貯蔵する場合には第八号(一級火薬庫においてする煙火の貯蔵を除く。)及び第十一号から第十三号まで、導火線又は電気導火線を貯蔵する場合には第八号から第十三号までの規定については、この限りでない。

- 一 火薬庫の境界内には、必要がある者のほかは立ち入らないこと。
- 二 火薬庫の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。
- 三 火薬庫内には、火薬類以外の物を貯蔵しないこと。
- 三の二 火薬庫は、貯蔵以外の目的のために使用しないこと。
- 四 火薬庫内に入る場合には、鉄類若しくはそれらを使用した器具(チェーンブロック、天井クレーン、ローラコンベア等の搬出入作業に用いられる器具であつて火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの又は第四条第一項第二十七号の運搬車(以下「搬出入装置」という。)を除く。)又は携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。
- 五 火薬庫内に入る場合には、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。ただし、搬出入装置を有する火薬庫については、この限りでない。

規則 第二十一条(第二十三条)

五の二 火薬類の搬出入作業を行う場合には、火薬庫内に砂れき等が入らないよう注意すること。

六 火薬庫内では、荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。

七 火薬庫内では、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくし、特に無煙火薬又はダイナマイトを貯蔵する場合には、最高最低寒暖計を備え、夏期又は冬期における温度の影響を少なくするような措置を講ずること。

八 火薬類を収納した容器包装は、火薬庫の内壁から三十センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、かつ、その高さは一・八メートル以下(搬出入装置を使用して貯蔵する場合には四メートル以下)とすること。

九 火薬庫から火薬類を出すときは、古いものを先にすること。

十 火薬庫に製造後一年以上を経過した火薬類が残っている場合には、異常の有無に注意をすること。

十一 ダイナマイトの貯蔵中薬包からニトログリセリンが滲出して外装容器の面又は床上を汚染したときは、か性ソーダのアルコール溶液(か性ソーダ百グラムを水百五十ミリリットルに溶解し、これにアルコール一リットルを混入したもの)を注いでニトログリセリンを分解し、布片でふきとること。

十二 外装容器からニトログリセリンが滲出し、

又は吸湿液が洩れ出した場合には、内容物を点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措置を講ずること。

十三 アジ化鉛を主とする起爆薬を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と管体に銅を使用した工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管とは、混積しないこと。

十四 火薬庫に設置してある警鳴装置については、常にその機能を点検し、作動するように維持すること。

2 水蓄火薬庫においてする火薬類の取扱いについては、前項第一号から第四号まで、第六号、第九号及び第十号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 粉状の火薬類は十五パーセント以上の水分で湿潤状態にして非侵水性の袋に入れて木箱等に納め、塊状の火薬類は水と隔絶しない状態で貯蔵すること。

二 火薬類は、水面下五十センチメートル以上の深さの水中に沈めること。

三 減水しないよう絶えず注意し、減水したときは、直ちに給水すること。

(火薬庫構造等の技術上の基準)

第二十二條 法第十二条第三項の規定による火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準は、次条から第三十二条までに定めるところによる。

(保安距離)

第二十三條 火薬庫は、第二項から第六項までに規

定する場合を除き、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し次の表の保安距離をとらなければならない。

2 第三十二条の規定により、第二十条第一項の最大貯蔵量をこえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、当該火薬庫の種類に応じ、次の算式により計算した距離以上の距離をとらなければならない。

$$\text{距離} = \frac{\text{（分母の貯蔵量に對する保安距離）}}{\text{（貯蔵しようとする数量の立方根）}} \times \text{前項の表の貯蔵量の立方根}$$

3 一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

4 がん具煙火貯蔵庫については、保安物件の方向に対して経済産業大臣が告示で定める基準による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

貯蔵の数量	物對保安物件に對する距離
	（以上）メートル
又薬又薬火はト（以下）10	9
8	8
6	7
4	6
2	5

（注1）四九通告第五九号第一号

5 地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、次の表の距離とする。

6 地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。

7 保安物件がもつばら当該火薬庫の所属する事業所の事業の用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定にかかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定める保安距離をとらなければならない。

（注2）四九通告第五九号第二号

(第二十三条第一項の表)

規則 第二十三条第一項の表

貯 蔵 火 薬 類 の 種 類		保安物件の種類及び保安距離				区 分
		第四種 保安物件	第三種 保安物件	第二種 保安物件	第一種 保安物件	
		(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	単 位
導 火 線 ・ 電 気 導 火 線 及 び 導 火 管 無 制 限	爆 薬 40 ト ン (以 下)	170	270	480	550	一 級 火 薬 庫、 二 級 火 薬 庫 又 は 実 包 火 薬 庫
	35	160	260	460	520	
	30	160	250	440	500	
	25	150	230	410	470	
	20	140	220	380	440	
	19	130	210	370	430	
	18	130	210	370	420	
	17	130	210	360	420	
	16	130	200	350	410	
	15	120	200	350	400	
	14	120	190	340	390	
	13	120	190	330	380	
	12	110	180	320	370	
	11	110	180	310	360	
	10	110	170	300	340	
	9	100	170	290	330	
	8	100	160	280	320	
	7	95	150	270	310	
	6	90	150	250	290	
	5	85	140	240	280	
4	80	130	220	260		
3	70	120	200	230		
2	60	100	180	200		
1	50	80	140	160		
0.7	45	70	120	140		
0.5	40	65	110	130		
0.3	35	55	95	110		
0.2	30	45	80	95		
0.1	25	40	65	75		
200	100	100	200	200	水 蓄 火 薬 庫	
50	50	50	100	100	水 蓄 火 薬 庫	
導 火 線、電 気 導 火 線 及 び 導 火 管 無 制 限	信 号 始 破 用 導 火 管 コ ン ク リ ー ト 信 管 及 び 火 管 導 爆 線 実 包 及 び 空 包 銃 用 雷 管 工 業 雷 管、電 気 雷 管 及 び 信 号 雷 管 火 薬 50 キ ロ グ ラ ム 以 下 爆 薬 25 キ ロ グ ラ ム 以 下	10	10	10	10	三 級 火 薬 庫
導 火 線 及 び 電 気 導 火 線 無 制 限	火 薬 又 は 爆 薬 5 ト ン (以 下)	50	105	150	210	煙 火 火 薬 庫
	4	50	95	140	190	
	3	45	85	130	170	
	2	35	75	110	150	
	1.7	35	70	110	140	
	1.4	35	65	100	130	
	1.1	30	60	90	120	
	0.9	30	55	85	110	
	0.7	25	50	80	100	
	0.5	20	45	70	90	
0.3	20	40	60	80		
0.2	15	35	55	70		
0.1	15	30	45	60		
導 火 線、電 気 導 火 線 及 び 導 火 管 無 制 限	10	12	12	12	が ん 具 煙 火 貯 蔵 庫	
	8	11	11	11		
	6	10	10	10		
	4	9	9	9		
	2	7	7	7		
導 火 線、電 気 導 火 線 及 び 導 火 管 無 制 限		5	5	5	5	導 火 線 庫

(第二十三条第三項の表)

規則 第二十三条第三項の表

貯蔵火薬類の数量	保安物件の種類及び保安距離			区分	
	第四種保安物件	第三種保安物件	第二種保安物件		
	(以上)メートル	(以上)メートル	(以上)メートル	単位	
導火線、電気導火線及び導火管無制限	爆薬トン(以下) 40	140	170	340	一級火薬庫又は二級火薬庫
	35	130	160	330	
	30	120	160	310	
	25	120	150	290	
	20	100	140	270	
	19	100	130	270	
	18	95	130	260	
	17	95	130	260	
	16	95	130	250	
	15	90	120	250	
	14	90	120	240	
	13	85	120	240	
	12	85	110	230	
	11	80	110	220	
	10	80	110	220	
	9	75	100	210	
	8	75	100	200	
	7	70	95	190	
	6	65	90	180	
	5	65	85	170	
4	60	80	160		
3	50	70	140		
2	45	60	130		
1	40	50	100		
0.7	35	45	90		
0.5	30	40	80		
0.3	25	35	65		
導火線及び電気導火線無制限	火薬又は爆薬トン(以下) 5	45	50	105	煙火火薬庫
	4	40	50	95	
	3	35	45	85	
	2	30	35	75	
	1.7	30	35	70	
	1.4	25	35	65	
	1.1	25	30	60	
	0.9	25	30	55	
	0.7	25	25	50	
	0.5	20	20	45	
	0.3	20	20	40	

(第二十三条第五項の表)

規則 第二十三条第五項の表

貯蔵火薬類の数量	保安物件の種類及び保安距離				区分
	第四種 保安物件	第三種 保安物件	第二種 保安物件	第一種 保安物件	
	(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	(以上) メートル	単位
爆薬40トン (以下)	110	170	300	340	貯蔵量に 応ずる 保安距離
35	110	170	290	330	
30	100	160	270	310	
25	95	150	260	300	
20	85	140	240	270	
19	85	140	240	270	
18	85	130	230	260	
17	80	130	230	260	
16	80	130	220	250	
15	80	130	220	250	
14	75	120	210	240	
13	75	120	210	240	
12	75	120	200	230	
11	70	120	200	230	
10	70	110	190	220	
9	65	110	190	210	
8	65	100	180	200	
7	60	95	170	190	
6	60	95	160	190	
5	55	85	150	170	
4	50	80	140	160	
3	45	75	130	150	
2	40	65	110	130	
1	35	50	90	100	
0.7	30	45	80	90	
0.5	25	40	70	80	
0.3	25	35	60	70	

規則 第二十四条～第二十四条の二

(地上式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。
- 二 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。
- 三 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては二十センチメートル以上とする。
- 四 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。
- 五 窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用し、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。
- 六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十七センチメートル以上の高さ

とし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。

七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。

八 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。

九 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。

十 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

十一 小屋組は木造とし、屋根の外表面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造とすること。

十二 火薬庫には、避雷装置を設けること。

十三 火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。

十四 火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。

十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に

金網を張ること。

十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

【参考】電気事業法第三九条

電気設備に関する技術基準を定める省令第七一条

(地上覆土式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十四条の二 地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。

二 火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造との空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。

三 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十七センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、

かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。
 四 火薬庫の覆土（その入口に面する部分を除く）は、四十五度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メートル以上とすること。
 五 火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、できるだけ芝草類で被覆をすること。

（地中式一級火薬庫の位置、構造および設備）
 第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第七号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。
 一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。
 二 火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合でセメント塗込とし

たときは、木造で壁板を二重とすることができ
 三 建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゆうを避け、排水を完全にすること。
 四 火薬庫の入口には、鉄扉を設け、火薬庫の入口および火薬庫に通ずるトンネルの入口にはそれぞれ錠（なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。
 五 削除
 六 火薬庫の地盤の厚さは、次の表の基準によること。

貯蔵する爆薬	区分	単位	貯蔵量に 応ずる地盤の厚さ
ト	（以下）	メートル	40
			35
			30
			25
			20
			19
			18
			17
			16
			15
			14
			13
			12
			11
			10
			9
			8
			7
			6
			5
			4
			3
			2
			1

七 火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出する虞がないよう措置を講ずること。

八 火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または開閉器は、火薬庫外に設けること。

（地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備）
 第二十五条の二 地下に設置する一級火薬庫は、そ

の位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。
 一 火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさない場所を選定すること。
 二 火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメー

トル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。
 三 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。
 四 火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別に放爆用トンネルを設けること。
 五 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が流入しないための措置を講ずること。

規則 第二十五条の二、第二十六条

六 火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のものとする事。

七 第四号の放爆用トンネルは、次のイからニまでで定めるところによる事。

イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。

ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。

ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。

ニ 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、次の表の断面積とすること。

区	分	単位	貯蔵量に 応ずる放爆 設備の断面 積
放 爆 用 ト ン ネ ル の 断 面 積	平 方 メ ー ト ル	ト (以下)	64
			59
			53
			47
			41
			39
			38
			37
			35
			34
			32
			31
			29
			28
			26
			24
			22
			21
			19
			16
14			
12			
9			
6			
5			
4			
3			
2			
1			
0.7			
0.5			
0.3			

八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、前条第六号の規定を準用する。

九 火薬庫の土かぶりは、次の表の基準によること。

区	分	単位	貯蔵量に 応ずる土か ぶり	
土 か ぶ り	メ ー ト ル	ト (以上)	29	40
			28	
			26	
			24	
			21.5	
			21.0	
			20.5	
			20.0	
			19.5	
			19.0	
			18.0	
			17.5	
			17.0	
			16.5	
			15.5	
			15.0	
			14.0	
			13.0	
			12.0	
			11.0	
9.5				
8.0				
6.0				
3.5				

十 土かぶりの土は、石塊を含まないこと。また、土かぶりの土には、火薬庫に附随する設備を含まないものとする。

十一 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)
第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位

置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

一の二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ二メートル以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

一の三 小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外面は、金属板、スレート板又はかわら

等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

二 火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。

三 火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。

四 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互の距離は、次の表の基準によること。

区分	単位	貯蔵量に應ずる火薬庫相互の距離
火薬庫相互の距離	(以上)メートル	33
貯蔵する爆薬	(以下)トン	10
		9
		8
		7
		6
		5
		4
		3
		2
		1

貯蔵する爆薬の量は、火薬庫の貯蔵量のうち、いずれか大なるものとする。

2 地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 構造は、盗難を防ぎ得るものとする。
- 二 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘つて設けた場合には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする。

(三級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七条 地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号から第四号まで及び第七号

規則 第二十六条、第二十七条の三

置、構造及び設備について、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁(前面の壁を除く。)は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は、厚さ十センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。

二 小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設けること。

四 入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。

五 火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。

並びに前項第三号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

一 地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二 住宅その他の建築物の地下に設けないこと。

(水蓄火薬庫の位置、構造および設備)

第二十七条の二 ピット式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

二 火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であつて盗難を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。

四 火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でんそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。

第二十七条の三 横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこと。

二 火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に耐える堅固な構造とすること。

- 三 よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない措置を講ずること。
- 四 出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。

(実包火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十七條の四 実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四條第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ二十センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロック造または石造の部分にあつては三十センチメートル以上とすること。
- 二 火薬庫の屋根は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。
- 三 火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。

- 2 最大貯蔵量十萬個以下の実包火薬庫であつて、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三條及び前項の規定にかかわらず、第二十四條第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。
- 一 火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造であること。
- 二 窓が設けられていないこと。

- 三 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられていること。
- 四 当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。

(煙火火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十八條 煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四條第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に留意すること。
- 一の二 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。
- 二 火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあつては厚さ十センチメートル以上、補強コンクリートブロック造の部分にあつては二十センチメートル以上とすること。
- 三 火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。
- 四 火薬庫の周囲は、最大貯蔵量が二トンを超える場合にあつては土堤又は簡易土堤で、最大貯

蔵量が二トン以下の場合にあつては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。

(がん具煙火貯蔵庫および導火線庫の位置、構造および設備)

第二十九條 がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四條第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。

- 一 構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗等の防火の措置を講ずること。
- 二 入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講ずること。

(避雷装置)

第三十條 避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。

(注) 平二七経告第一四五号

【参考】 規則第四條第一項第七号の三、第四條の二第一項第九号、第二四條第一二二號

(土堤)

第三十一條 火薬庫の周囲に土堤を設ける場合には、左の各号の規定を守らなければならない。

- 一 土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。

二 土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂上の線と交さるような構造とすること。

三 土堤にトンネルを掘つて出入口とする場合には、平面図において火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線が必ずトンネルの壁の線と交さるような構造とすること。

四 土堤は、四十五度（最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の火薬庫であつて、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する場合には、当該部分については、七十五度）より急でないよう配とし、高さは煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、その他の火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とすること。

五 土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬一トン以上の場合には、内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料については、この限りでない。

六 火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、その土堤に通路を設けないこと。

七 土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆をすること。

【参考】 規則第四条第一項第七号、同項第七号の

規則 第三十一条～第三十五条

二、同項第二四号の三、第二四条第一三号

（簡易土堤）

第三十一条の二 火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号から第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 簡易土堤は、七十五度より急でないよう配とし、高さは、三級火薬庫にあつては屋頂の高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）、煙火火薬庫にあつては軒までの高さ（一・五メートル未満の場合は、一・五メートル）以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。
- 二 十分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。
- 三 頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

【参考】 規則第四条第一項第七号の二、第二四条第十三号

（防爆壁）

第三十一条の三 防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示^{（注）}で定める基準に従つて設置しなければならない。

（注）三五通告第七六号

【参考】 規則第四条第一項第七号の二、同項第二四号の三

（危険の虞のない場合の特則）

第三十二条 第二十条、第二十一条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認められたものをもつて基準とする。

（帳簿）

第三十三条 法第四十一条第一項の規定による火薬庫の所有者又は占有者が帳簿に記載すべき事項は、火薬庫ごとの出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名とする。

2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から二年とする。

【参考】 報告Ⅱ規則第八一条の一四第八号

第三十四条 削除

第五章 譲渡及び譲受

（譲渡の許可申請）

第三十五条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡の許可を受けようとする者は、様式第九の